

## 徳島すぎの家づくり協力店登録制度実施要領

### [ 目的 ]

第1条 この要領は、徳島県木材認証機構（以下「認証機構」という）が、県産材の住宅建築への使用を通じて、県産材の需要拡大と徳島の豊かな森づくりを進めるために、工務店・大工・建築士事務所等（以下「工務店等」という）との連携を強化する『徳島すぎの家づくり協力店登録制度』を運営するために必要な事項について定める。

### [ 定義 ]

第2条 この要領で県産材とは、認証機構による産地認証を受けた木材、または徳島県内で合法的に伐採されたことが証明できる木材とする。

2 県産木造住宅とは、県産材を構造または内・外装材の建築部材として使用した住宅とする。

### [ 協力店の登録 ]

第3条 県産木造住宅を積極的に供給しようとする工務店等は、認証機構により徳島すぎの家づくり協力店（以下「協力店」という）として登録を受けることができる。

2 前項の規定による登録を受けようとする工務店等は、協力店登録申請書（別記第1号様式）を認証機構に提出するものとする。

### [ 登録の審査 ]

第4条 認証機構は、前条第2項に規定する申請書の提出があったときは、申請書の内容及び申請者の資格等について次の各号の基準にもとづき審査をおこなうものとする。

- (1) 建築主と住宅の建築工事請負契約を締結するか、買主と住宅の売買契約を締結するなどして木造住宅の供給をおこなう事業者、または建築士法第23条第1項の規定による登録を受けた建築士事務所であること
- (2) 建設業法、建築士法、その他の法令を遵守していること
- (3) 木造住宅の供給実績があること
- (4) 県産木造住宅を積極的に供給する計画を有すること
- (5) 徳島の森づくり活動に積極的に協力する意向があること
- (6) 認証機構の登録機関からの推薦を受けていること

2 認証機構は、前項の審査にあたり必要に応じて県及び専門的な知識を有する者の意見を聞くことができる。

### [ 登録証の交付 ]

第5条 認証機構は、前条第1項の審査の結果、適当と認められる場合には申請書を提出

した工務店等の登録をおこなうものとする。

- 2 認証機構は、前項の登録をおこなったときには、申請書を提出した工務店等に対し協力店登録証（別記様式第2号）を交付するとともに、登録簿（別記様式第3号）に必要な事項を掲載するものとする。

#### [ 登録の有効期間 ]

第6条 登録の有効期間は、登録を受けた日から同じ年度の最初の3月31日までの期間とする。

#### [ 協力店の責務 ]

第7条 協力店は次の各号に掲げる活動に取り組まなければならない。

- (1) 第4条第1項第4号の計画にもとづき県産木造住宅を積極的に供給すること
- (2) 県産材に関する知識・理解を深めること
- (3) 県産材及び県産木造住宅の普及に努めること
- (4) 徳島の森づくり活動に積極的に協力すること

#### [ 認証機構の責務 ]

第8条 認証機構は、前条の協力店の活動を支援するために次の各号に掲げる活動に取り組まなければならない。

- (1) 第5条第2項の協力店登録簿を広く公開すること
- (2) 協力店の求めに応じ県産材及び県産木造住宅に関する情報を提供すること

#### [ 登録の取消 ]

第9条 認証機構は、協力店が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 協力店登録申請書の記載に虚偽があったことが明らかになったとき
- (2) 協力店から当該登録の取り消しの申請があったとき
- (3) 協力店が、第4条に規定する必要な資格を失ったとき
- (4) 協力店が、手形の不渡り・銀行取引停止処分等により県産木造住宅の供給が困難になったと判断したとき
- (5) 協力店が、県産材または県産木造住宅の信用を失墜させる行為をおこなったと判断したとき

#### [ 手数料の納付 ]

第10条 協力店は、第5条第1項の規定による登録を受けたときには別に定める額の手数料を認証機構に納付しなければならない。

- 2 納付された手数料は理由のいかんに関わらず返還しないものとする。

#### 附則

- 1 この要領は平成22年4月26日から施行する。